

# 月給労働者に係る京都府最低賃金以上の賃金支払いのための留意事項

京都府最低賃金が令和6年10月1日から時間額1,058円に改正されます。同日以降の労働日に対しては、同額以上の賃金の支払が必要となり、月給制の労働者の場合には、月給額を時間額に換算した金額が京都府最低賃金以上となる必要があります。

月給額の時間額への換算は、以下を参考にしてください。

## 1 月給額を時間額に換算する計算方法

・時間額

月給額 ÷ 1年間における1か月平均所定労働時間数

・1年間における1か月平均所定労働時間数

1年間の所定労働日数 × 1日の所定労働時間数 ÷ 12月

## 2 算入しない賃金

- (1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
- (2) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
- (3) 時間外・休日及び深夜手当（深夜割増賃金など）
- (4) 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

## 3 最低賃金額換算例

年間所定労働日数252日、1日の所定労働時間8時間

基本給165,000円、資格手当10,000円、通勤手当2,000円、精皆勤手当3,000円の場合

【計算方法】

1か月平均労働時間数：252日 × 8時間 ÷ 12 = 168時間

最低賃金の対象となる賃金：基本給165,000円 + 資格手当10,000円 = 175,000円

175,000円 ÷ 168時間 = 1,041.66...円 < 1,058円 **京都府最低賃金未滿**

## 4 留意点 賃金算定期間が令和6年10月1日をまたぐ場合

【例】賃金締切日：毎月末日、賃金算定期間：令和6年9月26日から同年10月25日まで  
賃金額及び労働時間数：上記3の【例】と同じ数字を設定し、休日は土日祝日とする

	9/26	→	10/1	→	10/25	
所定労働日数	3日		18日			
京都府最低賃金(時間額)	1,008円		1,058円			
の期間(～R6.9.30)	1,008円	×	1か月平均 所定労働時間数 168時間	×	該当期間の 所定労働時間 (3日×8時間) ÷ (21日×8時間)	= 24,192円
の期間(R6.10.1～)	1,058円	×	168時間	×	(18日×8時間) ÷ (21日×8時間)	= 152,352円

(上記3 賃金額) 175,000円 < 合計176,544円 ( 24,192円 + 152,352円)

**京都府最低賃金未滿**

お問い合わせ：京都労働局 賃金室 (075-241-3215) 又は管轄の労働基準監督署